

第7節

郵政行政の展開

1 郵政民営化の円滑かつ確実な実施

平成19年10月1日、郵政民営化関連法に基づき、日本郵政株式会社（持株会社）及び4事業会社（郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社）並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立され、現在、日本郵政公社が行っている業務等が承継されることとされている。

郵政民営化は、郵便局ネットワークの水準を維持しつつ、経営の自主性、創造性や効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進することにより、多様で良質なサービスの実現により国民生活の利便の向上を図ることを目的にしており、それらを円滑かつ確実に実施して

いく必要がある。

総務省においては、スムーズな民営・分社化を実現するために、日本郵政公社の資産、業務、職員等を日本郵政株式会社や各事業会社等に承継するための「日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画」の認可等民営化に向けた準備を進めるとともに、日本郵政公社の財務内容の健全性、業務運営の効率性の一層の向上等に努めることによる経営の健全性の確保やコンプライアンスの強化等に取り組んでおり、今後も、より良い民営化の実現に向けて、関係機関と協力しつつ必要な準備等を進めていくこととしている。

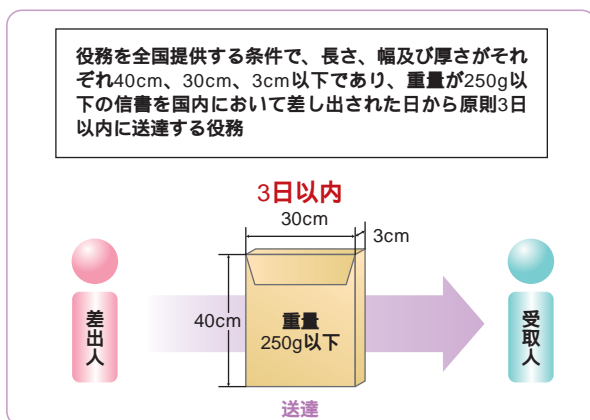
2 信書便制度の概要

信書の送達事業は、従来国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という）により、民間事業者も行うことが可能となった。

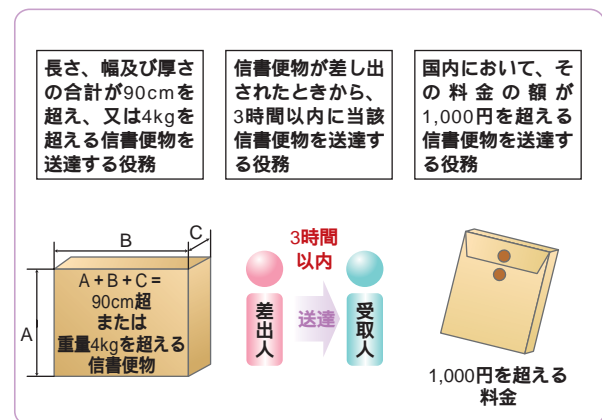
信書便事業には「一般信書便事業」と「特定信書便

事業」の2種類があり、平成15年4月の同法施行以降、一般信書便事業については参入がないものの、特定信書便事業については着実に参入が増加している（平成19年3月末現在で213社）（図表3-7-1、3-7-2）。

図表3-7-1 一般信書便事業



図表3-7-2 特定信書便事業



3 郵便・信書便制度に関する取組

(1) 郵便・信書便制度に関する見直しの検討状況

総務省では信書便法施行（平成15年4月）以降、参入実績のない一般信書便事業への参入の在り方等を検討する必要があることから、総務大臣が主催する「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」を開催した。同研究会は、平成18年1月以降、9回の会合を開催し、同年6月に当面は現行のリザーブエリアを維持すること等を提言する報告書を取りまとめた。

その後、郵政民営化の進捗や米国における郵便改革法の施行に向けた動き等新たな展開が見られたため、

同研究会の提言や議論を更に発展させる観点から、総務省では平成19年2月から、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」を開催し、郵政民営化以降の郵便・信書便制度全般についての包括的・抜本的な見直しを検討しているところである。

同研究会は、平成19年10月に中間報告を取りまとめるとともに、平成20年6月を目途に最終取りまとめを行うことを予定しており、総務省では、この最終取りまとめを踏まえ、見直しの方向性等について検討を行う予定である。

(2) 信書便事業分野における個人情報保護の推進

個人情報保護の推進については、個人情報保護法に基づき閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月）を踏まえ、各省庁の所管分野におけるガイドライン等の策定・見直しの検討が進められているところである。

これを受けて総務省では、平成18年12月から開催している「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」における

信書便事業分野における個人情報の保護等の現状
信書便事業分野における個人情報の保護等に関する諸外国の取組状況

信書便事業分野における個人情報保護のガイドラインの在り方
等についての検討結果を踏まえ、ガイドライン等を定めることとしている。